

課税の根拠等の説明については、裏面に記載してあります。

年度		納税者住所・氏名		
市民税・県民税 (退職所得の分離課税) に係る所得割分				
納 税 通 知 書				
退職手当等の収入金額(年分)	退職所得控除額	種 別	年度 区 税目 課区 区分 期(月) 冊 番 C/N	
円	円			
退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	市 民 税		県 民 税	
	分離課税に係る所得割額	特別徴収税額	差引普通徴収税額	分離課税に係る所得割額 特別徴収税額 差引普通徴収税額
円	円	円	円	円
分離課税に係る所得割額 (+)	特別徴収税額 (+)	差引普通徴収税額 (この納税通知書により納めていただく税額 +)		納 付 税 額
円	円	円		円
納付場所	当区役所(この市民税・県民税は、納期限内に納付されても、次のとおり延滞金(金額が1,000円未満の場合は、切り捨て)が加算されますので、直接銀行、郵便局等では取り扱いしません。)		延 滞 金	円
			合 計 額	円
延滞金	上記の納付税額を、特別徴収されるべき納期限の翌日(年 月 日)から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(この納税通知書の納期限までの期間又はその翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日現在の公定歩合に年4パーセントを加算した割合。ただし、年7.3パーセントを限度とする。))の割合で計算した延滞金も併せて納めていただくこととなります。なお、延滞金の計算については、裏面の〔延滞金について〕を御覧ください。		納 期 限	年 月 日
	分離課税に係る所得割は、本来、退職所得等の支払いの際に特別徴収していただき申告納付されるべきものでしたが、退職手当等の支払いを受けるときまでに退職所得申告書の提出がなく、同一年中に2か所以上から支払いを受けた場合において、合算して計算した税額が特別徴収された税額を超えたときには、その超える部分について、直接この納税通知書により納めていただくこととなります。		領 収 証 書	領 収 日 付 印
上記のとおり本書により納期限までに納付してください。				
年 月 日 横浜市		<input type="checkbox"/> 区長 印		

(納税者保管)

(退職所得の分離課税)
市民税・県民税に係る所得割分

(公) 原 符

郵便振替口座番号	加入者名	
	横浜市収入役	
納税者氏名		
種 別	年度 区 税目 課区 区分 期(月) 冊 番 C/D	様
年 度		
	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納 付 税 額		
延 滞 金		
合 計 額		
納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
お問合わせ先		

(金融機関等保管)

(退職所得の分離課税)
市民税・県民税に係る所得割分

(公) 納付書兼納付済通知書 (電算パンチ)

郵便振替口座番号	加入者名	
	横浜市収入役	
納税者氏名		
種 別	年度 区 税目 課区 区分 期(月) 冊 番 C/D	様
年 度		
	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納 付 税 額		
延 滞 金		
合 計 額		
納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
上記のとおり納付します。		
納付は当区役所以外では取り扱いません。		
お問合わせ先		

(区役所保管)

(備考) 1 この様式は、普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税・県民税の分離課税に係る所得割の納税通知書及び納付書として使用すること。

2 茶色刷とすること。

3 裏面に賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納期限までに税金を納付しなかった場合においてとられるべき措置、賦課に不服がある場合における救済の方法等を記載すること。

4 各片の大きさは、次のとおりとすること。

(1) 納税通知書 縦 17.8 センチメートル、横 21.3 センチメートル

(2) 原符及び納付書兼納付済通知書 縦 17.8 センチメートル、横 8.6 センチメートル